



森田恵三社会保険労務士事務所
労働保険事務組合 関西社労懇

便り No.47

〒610-1101 京都市西京区大枝北香掛町2丁目12-3 サンシティ桂坂番館 115

TEL 075-203-0224 FAX 075-203-1573 E-MAIL sugisara@mail.connet.ne.jp

～雇用保険の適用拡大について～

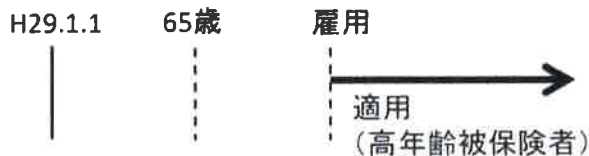
平成 29 年 1 月 1 日以降、65 歳以上の労働者についても、雇用保険が適用になり、雇用保険の加入手続きが必要になります。

◆現行の雇用保険適用要件は

雇用契約する労働時間が週 20 時間以上、かつ 31 日以上雇用する見込みで 65 歳未満の労働者であり、契約の時点ですでに 65 歳以上の方を雇用した場合は加入手続きの必要がありません。なお、65 歳以前から雇用し、雇用保険に加入していた労働者のみ引き続き、「高年齢雇用継続被保険者」として継続加入するものの保険料は会社及び労働者共に免除となり負担がありませんでした。

◆平成 29 年 1 月 1 日以降は次のように変わり、名称も「高年齢被保険者」に代わります

①平成 29 年 1 月 1 日以降に新たに週 20 時間以上かつ 31 日以上雇用する見込みのある 65 歳以上の労働者を雇用した場合（以下同）⇒雇用した時点から、雇用保険の加入義務があり資格取得手続きが必要です。



②平成 28 年 12 月末日までに 65 歳以上の労働者を雇用したもののこれまで適用除外であったため加入手続きをしていなかった労働者を、平成 29 年 1 月 1 日以降も継続して雇用している場合

⇒平成 29 年 1 月 1 日より加入義務が生じますので、平成 29 年 3 月 31 日までに届出が必要になります。



③平成 28 年 12 月末日で、65 歳以上で雇用保険に加入している労働者（前述、高年齢継続被保険者）を平成 29 年 1 月 1 日以降も継続して雇用する場合 ⇒届出は不要です。



◆保険料の徴収について

現行、高年齢継続被保険者が免除であったように、平成 31 年度までは免除になりますが、平成 32 年 4 月 1 日以降は徴収が始まります。

雇用保険料率表（平成 28 年 11 月現在）

事業の種類	保険率	事業主負担率	従業員負担率
一般の事業	11/1000	8/1000	4/1000
建設の事業	14/1000	9/1000	5/1000

例) 介護事業所で給与 10 万円の場合
会社負担 800 円/月、本人負担 400 円/月



◆高年齢被保険者が退職した場合は

受給要件を満たし、退職までに1年以上被保険者期間があった場合は、基本手当日額の50日分、6カ月以上1年未満であれば30日分の高年齢求職者給付金（いわゆる失業保険の一時金）が支給されます。この一時金は、老齢年金との併給もできます。

◆受給要件とは

- ①離職していること
- ②ハローワークに求職の申し込みをして働く意思があること
- ③離職前1年間に雇用保険に加入していた期間が通算して6カ月（1カ月11日以上勤務した月数を計算）以上あること



◆基本手当日額とは

離職前6カ月の賃金総額を180日で割った額のおよそ50%~80%で、給与額によって%の掛率が異なります。

◆介護休業給付金の支給対象にもなります

平成29年1月1日より育児介護休業法も改正になり、家族の介護のために休業する場合、対象家族1人につき通算93日間を限度に3回まで介護休業することができるようになります。但し、この間の給料は一般的に無給になります。そこで、この間の休業中の生活保障として、雇用保険の制度に介護休業給付金制度があります。休業1日につき給付基礎日額の67%が支給されることとなります。

◆対象家族とは

負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態の配偶者、父母、子、兄弟姉妹、孫をいい、同居の要件や扶養の要件を問わず対象になります。

◆その他の給付制度

育児休業給付金の対象にもなりますし、教育訓練給付金の支給を受けることもできます。（厚生労働省の指定する教育訓練を受講し終

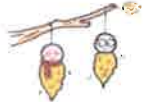
了した場合に、訓練施設に支払った受講料などの費用を一部補助する制度）

いままでは適用要件を満たしても、65歳以上で入社した労働者は、雇用保険に加入できませんでした。今回の措置で平成29年1月1日から65歳以上でも加入要件を満たした場合については、労働者を雇用保険に加入させることが会社の義務になります。労働者の選択ではありませんので注意が必要です。該当される労働者がおられる場合はお手続きいたしますので、当事務所まで



トピックス 個人番号及び法人番号の記載が必要です

今年の年末調整業務、来年の支払調書や確定申告から個人番号及び法人番号の記載が必要になります。



～当事務所よりひと言～

財務省が9月上旬~10月中旬に実施した調査（全国の計1,366社を対象）では63.2%の企業が人手不足を感じており、規模別では、大企業56.6%、中堅企業66.3%、中小企業74.7%となっています。また、1年前より人手不足感が強まったとする企業は30%を超えています。これから少子高齢化社会が加速し、労働力人口がますます不足していく中で、高齢者の雇用の継続が求められています。これまで国の雇用政策は65歳までの雇用を中心としてきましたが、悠々自適の快適年金暮らしとはいかなくなり、働き続けられる間は働きたいという高齢者の方の意識の変化もあり、70歳までの継続が求められています。積極的に高齢者の雇用継続を導入する企業に対し、定年を65歳に引き上げたり、希望者全員の66歳以上継続雇用など実施した場合に活用できる高齢者雇用安定化助成金という助成金制度もあります。ぜひ当事務所にご相談いただきご検討下さい。

（文 特定社会保険労務士 杉原 純子）

